

「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用

1 特記仕様書記載例

調達検討資材を含む対象工事において、以下の記載例を参考に、特記仕様書に本運用の対象であることを記載するものとする。

既契約工事においては、特記仕様書記載例により受注者に通知を行うこととし、調達検討資材は受発注者間で協議の上、設定すること。

【特記仕様書記載例】

第〇条 中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下「調達検討資材」という。)の調達に必要な経費(以下「別途調達経費」という。)について、設計変更を行う対象工事である。
- 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし別途調達経費を含む)
- 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。

2 積算方法

- (1) 設計変更は、精算変更時(指定部分がある場合は、その指定部分の精算変更時)に行うことを基本とする。
- (2) 設計変更を行う対象数量の考え方は以下のとおりとする。ただし、既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を設計数量とする。

証明された数量と対象数量の考え方

証明数量<設計図書の数量	→ 設計変更不可
設計図書の数量≤証明数量≤設計数量	→ 設計変更可。対象数量は証明数量
設計数量<証明数量	→ 設計変更可。対象数量は設計数量

注) 設計図書の数量：設計図書(数量総括表や図面等)に記載されている数量※

設計数量：設計図書の数量にロスを加えた数量(積算上の数量)

証明数量：受注者から証明された数量

※ 精算変更見込み数量を考慮すること。

(3) 設計変更にかかる単価は、証明書類で確認出来た実際の購入価格とする。

(4) 別途調達経費は、直接工事費に計上するものとする。

材料費が個別に設定されている場合は、実際の購入価格に入れ替えて設計変更を行うこと。

土木工事標準単価など材料費が分離できない場合は、調達検討資材の当初入札時点での実勢価格と実際の購入価格の差分を計上して設計変更を行うこと。

(5) 本通知に基づく設計変更内容は、建設工事請負契約書第26条（スライド条項）の対象外とする。

3 工期

設計変更に伴って必要となる工期は、適切に変更を行うこと。

工事打合せ簿 記載例1(発注者 通知)

工事打合せ簿

発議者	■発注者 □受注者	発議年月日	令和○年○月○日
発議事項	□指示 □協議 ■通知 □承諾 □報告 □提出 □その他()		
工事名	○○○○○○工事		
(内容)			
中東情勢の変化等による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材(以下「調達検討資材」という。)の調達に必要な経費(以下「別途調達経費」という。)について、設計変更を行う対象工事とする。 2 受注者は、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員と協議するものとする。なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。 ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合 ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合 ③ 調達検討資材を調達した場合(ただし、別途調達経費を含む。) 3 受注者は、別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。			
添付図 葉、その他添付図書			
処理・回答	発注者	上記について □指示 □承諾 □協議 □通知 □受理 します。 □その他 [] 年月日:	
	受注者	上記について ■了解 □協議 □提出 □報告 □届出 します。 □その他 [・別途調達経費について、別途協議します。 ・上記説明について、理解しました。] 年月日:	

(注)
打合わせのつど、
2部作成し、各々保
管する。

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	監督員	現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

工事打合せ簿 記載例2(受注者 協議)

工 事 打 合 せ 簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和○年○月○日												
発議事項	☐ 指示 ☒ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☐ 提出 ☐ その他()														
工事名	○○○○○○○工事														
(内容)															
中東情勢の変化等により別途調達経費が必要となる資材について 標記について、下記の資材に対する請負代金額の変更について、特記仕様書第○○条(令和○年○月○日付け打合せ簿)に基づき協議します。 <table><tr><td>No</td><td>資材名</td><td>規格</td><td>設計数量</td></tr><tr><td>1</td><td>塩化ビニル管</td><td>○○mm</td><td>○○m</td></tr><tr><td>2</td><td>塗料用シンナー</td><td>○○用シンナー</td><td>○○L</td></tr></table> なお、想定変更概算額は別紙見積書のとおりです。 添付図 葉、その他添付図書				No	資材名	規格	設計数量	1	塩化ビニル管	○○mm	○○m	2	塗料用シンナー	○○用シンナー	○○L
No	資材名	規格	設計数量												
1	塩化ビニル管	○○mm	○○m												
2	塗料用シンナー	○○用シンナー	○○L												
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☒ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 受理 します。 ☐その他 No.1,2について、協議のとおり実施されたい。本協議は、契約変更の対象とする。 別途調達経費に係る証明書類(実際の取引伝票等)を別途提出すること。 概算額は別途調達経費に係る証明書類の提出後、通知する。 年月日:													
	受注者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。 ☐その他 年月日:													

(注)
打合わせのつど、
2部作成し、各々保
管する。

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者

工事打合せ簿 記載例3(受注者 報告)

工 事 打 合 せ 簿

発議者	☐ 発注者 ☒ 受注者	発議年月日	令和○年○月○日
発議事項	☐ 指示 ☐ 協議 ☐ 通知 ☐ 承諾 ☐ 報告 ☒ 提出 ☐ その他()		
工事名	○○○○○○○工事		
(内容)			
別途調達経費に係る証明書類について 標記について、別添のとおり提出します。			
添付図 葉、その他添付図書			
処理 ・ 回答	発注者	上記について ☐ 指示 ☐ 承諾 ☐ 協議 ☐ 通知 ☒ 受理 します。	
	受注者	☐その他 概算金額 約○十万円 増額の見込みである。 (本金額は、契約変更ベースの金額である) 年月日:	
	受注者	上記について ☐ 了解 ☐ 協議 ☐ 提出 ☐ 報告 ☐ 届出 します。	
	受注者	☐その他 年月日:	

(注)
打合わせのつど、
2部作成し、各々保
管する。

総 括 監督員	主 任 監督員	監督員	監督員

現 場 代理人	主 任 (監 理) 技術者